

株 主 各 位

本店 東京都中央区銀座五丁目9番5号

本社 東京都港区浜松町二丁目4番1号

株 式 会 社 創 通

代表取締役社長 出 原 隆 史

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年11月26日（月曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年11月27日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル
2階「桜の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第56期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sotsu-co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年9月1日から
平成30年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の保護主義的な通商政策が景気を下押するリスクがあるものの、国内の企業業績が堅調に推移したことから雇用・所得環境の改善がみられ、その結果個人消費も底堅く推移しており、景気は緩やかながらも回復基調で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、アニメ作品の配信事業・配信サービスが世界規模で拡大することにより、DVD・BDの市場が縮小するだけでなく、アニメーション事業の構造は大きく変化しております。海外の大手配信事業者が作品の主要なスポンサーとなるケースや作品の一次利用がテレビ放送ではなく配信サービスというケースも目立つようになっており、アニメ作品の製作スキームは多様化しております。

また、二次利用の場面においても、映像ビジネスやキャラクターグッズのみならず音楽・興行・舞台等へと利用の幅が広がるとともに複合化しております。アニメーション事業の投資回収スキームやアニメファンのニーズが多様化する事業環境において、製作委員会組成やキャラクター育成の創意工夫がより一層必要となるとともに、新しいパートナー企業との関係づくり等、事業環境の変化への対応が急務となっております。

このような状況のもと当社グループでは、中核であるアニメ作品やエンタテインメントコンテンツのプロデュースにおいて、より良い作品・ヒットコンテンツを創り、著作権ビジネスに繋げることで収益性を高めること、並びに当社の保有のアニメーションキャラクターに関し、パートナー企業とともにファンの方々に楽しんでいただける新たな二次利用の市場を開拓し、アニメーションキャラクターの著作権ビジネスを拡大するという方針のもと、事業展開を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は16,873百万円（前期比13.8%減）、営業利益2,615百万円（前期比13.5%減）、経常利益2,725百万円（前期比8.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,869百万円（前期比8.5%減）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

メディア事業におきましては、「それいけ！アンパンマン」以外の継続番組が終了したものの、「ガンダムビルドダイバーズ」「ゆるキャン△」「美男高校地球防衛部 HAPPY KISS!」「天狼 Sirius the Jaeger」等、22作品の新作テレビアニメーション番組について製作出資・製作委員会の組成・共同運営並びにプロデュース事業を実施いたしました。

しかしながら、アニメ事業においては、複数社がリスクヘッジを行いながら作品ごとに出演を行う「製作委員会方式」による投資効率が悪化し、また当該方式によらないスキームの作品づくりが顕著となっております。そのような事業環境の中、従来通りの製作委員会組成に業務が偏重し、そのため計画通りに製作委員会組成が実現せず、メディア事業におけるプロデュース作品の制作受託収入・放送事業収入が期初の予想を下回る結果となっております。

今後はよりインキュベーションの段階から作品・スキームづくりに参画し、作品ごとに多様な回収方法を立案・実行することで、相応のリターンが可能な事業への転換を図ってまいります。

また、遊技機の新発売に伴う広告業務及び「JR東日本 機動戦士ガンダムスタンプラリー 行きまーす!」等の新規販促キャンペーンを実施しましたが、当社が著作権を保有するキャラクター商品に関して、マス媒体を利用したプロモーション・広告案件が大幅に減少し、売上高減少の大きな要因となっております。

就職情報事業を行う子会社株式会社ジェイ・ブロードの業績は順調に推移いたしました。

この結果、メディア事業の売上高は11,599百万円（前期比16.2%減）、営業利益655百万円（前期比22.4%減）となりました。

ライセンス事業におきましては、「ガンダム」シリーズについては、既存商品の著作権収入に関しては概ね計画通り堅調に推移したものの、新たな商品化の実現、新たなパートナー企業の開拓に関して十分な成果をあげることができませんでした。

また、「ガンダム」シリーズ以外は大きなヒット作不在並びにプロデュース作品数の減少により、製作委員会からの配分金が減少し、前期に比べ売上高が減少した主な要因となっております。

この結果、ライセンス事業の売上高は4,568百万円（前期比12.4%減）、営業利益1,970百万円（前期比10.7%減）となりました。

スポーツ事業におきましては、球場看板広告の取扱が増加し、前期に比べ売上高が増加しております。

この結果、スポーツ事業の売上高は706百万円（前期比36.5%増）、営業利益67百万円（前期比68.7%増）となりました。

事業別	売上高
メディア事業	11,599百万円
ライツ事業	4,568
スポーツ事業	706

(2) 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金により所要資金を賄いましたので、特別な資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来誠実に事業を推進し、キャラクターの著作権や取引先との関係性等の財産を積み重ねてまいりました。当社グループが保有する有形無形の資産を最大限に活用し、以下の中長期的な事業課題をクリアすることで持続的な成長と企業価値の最大化を図ってまいります。

①ヒットコンテンツの創出

多くのファンの方が楽しんでいただけるアニメ作品やイベント・興行等を企画し、ファンの方が増えれば増えるほど収益が増加するスキームやヒットコンテンツを創出することが最大の課題です。

簡単なことではありませんが、オリジナルアニメ作品の製作活動や新しい事業パートナーに対する協業の提案活動を継続することで、ヒットコンテンツ創出の仕組みを構造的に構築することを目指してまいります。

②海外市場の開拓

中長期的には、国内市場に少子化の影響が懸念される中、海外市場の開拓はアニメ・キャラクター業界にとって共通の課題であります。

当社グループも中国での海外拠点設立も視野に置き、イベント事業・版權事業を中心とした海外事業の展開を加速してまいります。

③M&A、アライアンスによる事業の多角化

エンタテインメントに関するファンのニーズ、メディアの多様化等の変化に対応するためにも事業を多角化し、経営基盤を強固にすることが中長期的な課題であります。

新規事業創出の方法論として、国内・海外を問わず、M&A、アライアンスに関する情報収集を積極的に行い、当社グループの経営規模の拡大を模索してまいります。

(9) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (平成27年8月期)	第 54 期 (平成28年8月期)	第 55 期 (平成29年8月期)	第 56 期 (当連結会計年度 平成30年8月期)
売 上 高(千円)	23,910,863	23,185,952	19,565,058	16,873,474
経 常 利 益(千円)	3,392,922	3,500,224	2,968,751	2,725,697
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	2,093,414	2,283,673	2,042,471	1,869,771
1株当たり当期純利益(円)	137.92	155.62	139.28	127.59
総 資 産(千円)	22,391,008	23,356,991	25,109,362	26,733,260
純 資 産(千円)	16,718,264	18,548,370	20,229,198	21,664,948

(注) 平成26年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第53期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (平成27年8月期)	第 54 期 (平成28年8月期)	第 55 期 (平成29年8月期)	第 56 期 (当事業年度 平成30年8月期)
売 上 高(千円)	21,833,978	21,391,210	17,903,614	15,077,801
経 常 利 益(千円)	2,923,685	3,020,826	2,481,603	2,232,488
当 期 純 利 益(千円)	1,860,468	2,034,590	1,776,161	1,573,970
1株当たり当期純利益(円)	122.57	138.65	121.12	107.41
総 資 産(千円)	20,149,134	21,245,095	22,681,243	23,935,573
純 資 産(千円)	15,176,077	16,711,495	18,086,836	19,187,159

(注) 平成26年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第53期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社創通エンタテインメント	37,200千円	90.9%	映像の企画及び制作
株式会社ジェイ・ブロード	300,000	87.6	就職情報事業

(11) 主要な事業内容（平成30年8月31日現在）

事業内容	主要サービス
メディア事業	アニメ作品の企画・制作
ライツ事業	アニメーションキャラクターの版權ビジネス
スポーツ事業	スポーツ分野における版權契約代行業務・広告サービス

(12) 主要な営業所（平成30年8月31日現在）

① 当社の主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都港区

② 子会社の主要な営業所

名称	所在地
株式会社創通エンタテインメント(本社)	東京都中央区
株式会社ジェイ・ブロード(本社)	東京都中央区

(13) 従業員の状況（平成30年8月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
92名	—

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	1名増	32.5歳	5.2年

(14) 主要な借入先の状況（平成30年8月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年8月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 15,000,000株 |
| (3) 株主数 | 1,190名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
那須雄治	4,290,000株	29.3%
株式会社バンダイナムコホールディングス	3,340,000	22.8
ナスコ株式会社	2,920,000	19.9
MSCO CUSTOMER SECURITIES	617,900	4.2
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	570,900	3.9
公益財団法人創通育英財団	500,000	3.4
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	436,200	3.0
ザ バンク オブ ニューヨーク 134 105	225,700	1.5
ザ バンク オブ ニューヨーク-ジャスディック トリーティー アカウント	167,800	1.1
シービーエヌワイ チャールズ シュワップ エ フビーオー カスタマー	162,800	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式（345,745株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	出原隆史	
専務取締役	難波秀行	企画営業本部本部長
取締役	田村烈	著作権事業本部本部長
取締役	青木建彦	
取締役	佐藤重和	公益財団法人日中友好会館 常務理事
常勤監査役	吉井孝幸	
監査役	淵邊善彦	弁護士 東京大学法科大学院教授
監査役	水野勝文	弁理士 輝特許事務所所長

- (注) 1. 取締役 佐藤重和氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 吉井孝幸氏、淵邊善彦氏及び水野勝文氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 佐藤重和氏、監査役 吉井孝幸氏、淵邊善彦氏及び水野勝文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	66,632千円
監査役	3	6,780
合計	8	73,412

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年11月20日開催の第40回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年11月20日開催の第40回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、10頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

なお、当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	佐藤重和	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席いたしました。外交官としての豊富な経験と幅広い見識から、当社のビジネスのために有効な助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
常勤監査役	吉井孝幸	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会12回全てに出席いたしました。その他重要な会議にも出席し、取締役の職務執行状況のモニタリングや取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	淵邊善彦	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制の構築に有効な助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	水野勝文	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社のビジネスのために有効な助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の額

支 給 人 員	支 給 額
4名	10,380千円

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループの取締役会規程等コンプライアンスに関する規程を整備し、当社グループの取締役及び使用人に徹底させる。
- ロ. 当社取締役社長直轄の内部監査責任者を置き、当社内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守並びに職務執行の手続き及び内容の妥当性について、定期的に監査を実施し、法令遵守体制を確保する。

② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役会議事録をはじめとした当社グループの取締役の職務執行に係る文書及び情報に関しては、当社文書管理規程に準じ、その保存媒体の形式に応じて適切に管理・保存する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査責任者が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に当社取締役社長に報告する。
- ロ. 不測の事態が発生した場合は、当社グループの取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、当社グループの顧問弁護士等を含めて迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し、損失を最小限にする体制を整える。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行に係る経営機構について組織規程に定め、各部門を担当する取締役を任命する。また、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に基づく権限及び責任の明確化を図り、各取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた職務権限規程、稟議規程等の整備を行わせるものとする。

⑤ 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の関係会社管理規程に基づき、当社子会社及び関係会社に係る定期的な事業報告を受けるとともに、重要事項の決定について事前報告を受けることにより、適切な経営管理を行う体制を確保する。
- ロ. 当社子会社に対し、内部監査責任者が定期的に監査を実施し、適正な業務の遂行を指導、監督する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要な人員を配置する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとする。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- イ. 当社取締役は、監査役の出席する取締役会または監査役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行うこととする。

ハ. 当社グループは、監査役または監査役会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、監査上の課題等についての意見交換を行う。

ロ. 当社は、監査役会が、適宜、公認会計士、弁護士等の外部専門家並びに内部監査責任者等と連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行が可能な体制を確保する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 当社グループは、法令を遵守し、違法な行為、反社会的行為は行わない。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係も含め一切の関係を遮断するとともに、接触を未然に回避し、これらの活動を助長する様な行為を行わない。

ロ. 当社は、対応部署と担当者を定め、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制をとるとともに、所轄警察と連携のもと特暴連に加盟し、情報収集に努め、必要に応じて弁護士、専門家等に相談できる体制を整備する。また、対策ビデオの視聴等、研修会、倫理教育を定期的実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループにおいては、各社毎月開催される定時取締役会において法令遵守を確認するとともに、コンプライアンスの徹底を図っております。

- ② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当連結会計年度においては、損失の危険に該当する事態は発生いたしませんでしたが、上記の「業務の適正を確保するための体制」に基づき、リスク管理を行っております。

- ③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度においては、上記の「業務の適正を確保するための体制」及び期初に設定した監査計画に基づき、毎月開催される監査役会において監査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,612,327	流 動 負 債	4,661,530
現金及び預金	19,804,712	買掛金	4,044,039
受取手形及び売掛金	3,371,832	未払法人税等	376,139
商 品	65	賞与引当金	38,100
仕 掛 品	8,994	そ の 他	203,251
貯 蔵 品	9,208	固 定 負 債	406,780
繰延税金資産	70,866	繰延税金負債	311,726
そ の 他	446,412	退職給付に係る負債	87,178
貸倒引当金	△99,765	そ の 他	7,876
固 定 資 産	3,120,932	負 債 合 計	5,068,311
有 形 固 定 資 産	397,665	純 資 産 の 部	
建 物	38,518	株 主 資 本	20,579,173
車 両 運 搬 具	10,350	資 本 金	414,750
工 具 器 具 備 品	26,084	資 本 剰 余 金	391,240
土 地	322,711	利 益 剰 余 金	20,355,307
無 形 固 定 資 産	29,112	自 己 株 式	△582,123
投 資 其 他 の 資 産	2,694,155	その他の包括利益累計額	744,484
投資有価証券	2,512,945	その他有価証券評価差額金	744,484
繰延税金資産	21,276	非 支 配 株 主 持 分	341,290
そ の 他	159,933	純 資 産 合 計	21,664,948
資 産 合 計	26,733,260	負 債 純 資 産 合 計	26,733,260

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年9月1日から)
(平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		16,873,474
売 上 原 価		13,200,776
売 上 総 利 益		3,672,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,056,869
営 業 利 益		2,615,829
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,736	
受 取 配 当 金	47,267	
投 資 事 業 組 合 投 資 収 益	75,114	
そ の 他	6,742	132,860
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	5,814	
研 究 開 発 負 担 金	12,425	
為 替 差 損	4,752	22,991
経 常 利 益		2,725,697
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,217	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31,828	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	3,500	36,545
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,100	5,100
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,757,143
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	831,231	
法 人 税 等 調 整 額	8,385	839,617
当 期 純 利 益		1,917,525
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		47,754
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,869,771

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から)
(平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	414,750	391,240	19,042,397	△582,123	19,266,263
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△556,861		△556,861
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,869,771		1,869,771
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,312,910	—	1,312,910
当連結会計年度末残高	414,750	391,240	20,355,307	△582,123	20,579,173

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	662,800	662,800	300,133	20,229,198
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△556,861
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,869,771
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	81,684	81,684	41,156	122,840
連結会計年度中の変動額合計	81,684	81,684	41,156	1,435,750
当連結会計年度末残高	744,484	744,484	341,290	21,664,948

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数…………… 3社
- ・連結子会社の名称……………株式会社創通エンタテインメント
株式会社ジェイ・ブロード
株式会社創通音楽出版

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はありません。

なお、前連結会計年度において持分法適用関連会社であったガンダムフロント東京有限責任事業組合は清算したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
 主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 6年～50年 |
| 車両運搬具 | 6年 |
| 工具器具備品 | 3年～10年 |
- ロ. 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	188,760千円
(2) 担保に供している資産	
担保提供資産	
土地	300,000千円
担保提供資産に対応する債務	
該当する債務残高はありません。	
(3) 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越限度額の総額	200,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	200,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,000,000株	一株	一株	15,000,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	345,745株	一株	一株	345,745株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年11月28日 定時株主総会	普通株式	337,047	23	平成29年8月31日	平成29年11月29日
平成30年4月6日 取締役会	普通株式	219,813	15	平成30年2月28日	平成30年5月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	配当の原資	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年11月27日 定時株主総会	利益剰余金	普通株式	322,393	22	平成30年8月31日	平成30年11月28日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、毎月、各担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合への出資であります。株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体企業の財務内容を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2．参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	19,804,712	19,804,712	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,371,832		
貸倒引当金	△99,765		
	3,272,067	3,272,067	—
(3) 投資有価証券	1,763,266	1,763,266	—
資産計	24,840,045	24,840,045	—
(1) 買掛金	4,044,039	4,044,039	—
負債計	4,044,039	4,044,039	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非市場株式	749,679

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,455円12銭

(2) 1株当たり当期純利益

127円59銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,601,523	流 動 負 債	4,405,500
現金及び預金	16,931,043	買掛金	3,986,580
受取手形	94,194	未払金	9,516
売掛金	3,212,891	未払費用	36,467
商 品	65	未払法人税等	278,837
貯 蔵 品	475	前受金	11,620
前 渡 金	357,041	預り金	39,218
前払費用	11,475	前受収益	2,218
繰延税金資産	57,866	賞与引当金	22,800
その他	25,163	その他	18,241
貸倒引当金	△88,693	固 定 負 債	342,913
固 定 資 産	3,334,049	長期未払金	1,385
有 形 固 定 資 産	394,013	繰延税金負債	311,726
建 物	37,219	退職給付引当金	21,062
車 両 運 搬 具	10,350	その他	8,739
工 具 器 具 備 品	23,731	負 債 合 計	4,748,413
土 地	322,711	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	947	株 主 資 本	18,444,678
電 話 加 入 権	947	資 本 金	414,750
投 資 そ の 他 の 資 産	2,939,089	資 本 剰 余 金	391,240
投 資 有 価 証 券	2,398,695	資 本 準 備 金	391,240
関 係 会 社 株 式	394,205	利 益 剰 余 金	18,220,812
長 期 前 払 費 用	1,966	利 益 準 備 金	30,000
そ の 他	144,222	その他利益剰余金	18,190,812
資 産 合 計	23,935,573	別 途 積 立 金	16,700,000
		繰越利益剰余金	1,490,812
		自 己 株 式	△582,123
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	742,481
		その他有価証券評価差額金	742,481
		純 資 産 合 計	19,187,159
		負 債 純 資 産 合 計	23,935,573

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年9月1日から)
(平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,077,801
売 上 原 価		12,489,218
売 上 総 利 益		2,588,583
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		537,001
営 業 利 益		2,051,581
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	80	
有 価 証 券 利 息	3,173	
受 取 配 当 金	92,168	
受 取 家 賃	26,640	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	75,114	
そ の 他	6,722	203,898
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	5,814	
研 究 開 発 負 担 金	12,425	
為 替 差 損	4,752	22,991
経 常 利 益		2,232,488
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,217	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31,828	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	3,500	36,545
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,100	5,100
税 引 前 当 期 純 利 益		2,263,934
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	678,714	
法 人 税 等 調 整 額	11,249	689,963
当 期 純 利 益		1,573,970

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から)
(平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	414,750	391,240	391,240	30,000	15,200,000	1,973,703	17,203,703	△582,123	17,427,569	
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立					1,500,000	△1,500,000	—		—	
剰余金の配当						△556,861	△556,861		△556,861	
当期純利益						1,573,970	1,573,970		1,573,970	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,500,000	△482,891	1,017,108	—	1,017,108	
当 期 末 残 高	414,750	391,240	391,240	30,000	16,700,000	1,490,812	18,220,812	△582,123	18,444,678	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	659,266	659,266	18,086,836
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△556,861
当期純利益			1,573,970
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	83,214	83,214	83,214
事業年度中の変動額合計	83,214	83,214	1,100,323
当 期 末 残 高	742,481	742,481	19,187,159

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

車両運搬具 6年

工具器具備品 5年～10年

② 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 173,653千円

(2) 担保に供している資産

担保提供資産

土地

300,000千円

担保提供資産に対応する債務

該当する債務残高はありません。

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額 100,000千円

借入実行残高 一千円

差引額 100,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権 一千円

金銭債務 11,396千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 137千円

仕入高 645千円

販売費及び一般管理費 2,213千円

営業取引以外の取引高 51,640千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	345,745株	一株	一株	345,745株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	27,158千円
賞与引当金	6,981
退職給付引当金	6,449
役員退職慰労金	424
未払事業税	14,244
投資有価証券評価損	3,092
会員権評価損	3,696
その他	11,779
繰延税金資産合計	<u>73,825</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△327,684</u>
繰延税金負債合計	<u>△327,684</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△253,859</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 プロード	東京都 中央区	300,000	就職情報 事業	直接 87.6	役員の兼任	本社オフィスの 賃貸	23,040	前受収益	2,073

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (千 円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
主要株主(法人)が 議決権の過半数を 所有している会社 (当該会社の子会社 を含む)	(株) BANDAI SPIRITS	東京都 港区	100,000	玩具・景 品等の企 画・開発・ 製 造 ・ 販 売	—	メディア事 業及びライ ツ事業にお ける取引	版權料の受 取及び広告 宣伝費の受 取	748,392	売掛金	378,302
主要株主(法人)が 議決権の過半数を 所有している会社 (当該会社の子会 社を含む)	株バンドイ ナムコン ターテイン メント	東京都 港区	10,000,000	ネットワ ークコン テンツ及 び家庭用 ゲームの 企 画 ・ 開 発 ・ 販 売	—	メディア事 業及びライ ツ事業にお ける取引	版權料の受 取及び広告 宣伝費の受 取	2,220,147	売掛金	300,955
主要株主(法人)が 議決権の過半数を 所有している会社 (当該会社の子会 社を含む)	(株)サン ライズ	東京都 杉並区	49,749	アニメー ションの 企 画 及 び 制 作	—	メディア事 業及びライ ツ事業にお ける取引	配分金の支 払及び制作 費の支払	2,013,874	買掛金	1,394,468

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格を参考に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
(2) 1株当たり当期純利益

1,309円32銭
107円41銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月29日

株式会社創通

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 栄 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田 島 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社創通の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社創通及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年10月29日

株式会社創通

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 栄 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 島 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社創通の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月29日

株式会社創通 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 吉 井 孝 幸 ㊟

社外監査役 淵 邊 善 彦 ㊟

社外監査役 水 野 勝 文 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、中期的な業績見通しやそれに基づく配当性向等を総合的に勘案し、安定的な普通配当を継続するとともに、各期の業績等を考慮した特別配当により、株主の皆様への還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当は、このような基本方針並びに連結配当性向の基準に関して30%を目標とすることとし、1株につき普通配当を15円、これに業績連動の特別配当7円を加えた22円とさせていただきますと存じます。これにより当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金1株につき15円（普通配当15円）を含め、1株につき37円（普通配当30円及び特別配当7円）となります。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は322,393,610円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年11月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	なんばひでゆき 難波秀行 (昭和39年8月13日生)	平成22年7月 当社入社 平成22年9月 当社プロデュース本部メディア第二チームリーダー 平成23年11月 当社取締役プロデュース本部副本部長 平成24年9月 当社常務取締役プロデュース本部副本部長 平成28年11月 当社専務取締役プロデュース本部副本部長 平成29年9月 当社専務取締役企画営業本部副本部長 (現任)	100株
2	たむられつ 田村烈 (昭和50年9月5日生)	平成14年5月 当社入社 平成19年9月 当社ライツチームリーダー 平成25年11月 当社取締役ライツ担当 平成29年9月 当社取締役版権事業本部副本部長 (現任)	4,800株
※ 3	ねもとよしのり 根本義紀 (昭和45年2月18日生)	平成17年3月 当社入社 平成19年9月 当社管理グループリーダー 平成29年9月 当社経営管理チーム チーフマネージャー (現任)	6,000株
4	さとうしげかず 佐藤重和 (昭和24年9月23日生)	昭和49年4月 外務省入省 平成7年5月 外務省中国課長 平成14年9月 在インドネシア日本国大使館 公使 平成18年7月 在香港日本国総領事館 総領事 (大使) 平成22年7月 在オーストラリア日本国大使館全権大使 平成24年11月 在タイ日本国大使館 全権大使 平成27年4月 外務省退官 平成28年11月 当社社外取締役 (現任) 平成30年7月 公益財団法人日中友好会館常務理事 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
※ 5	な す ゆう た 那 須 勇 太 (昭和59年6月14日生)	平成22年12月 第一東京弁護士会登録 平成23年1月 TMI 総合法律事務所入所 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤重和氏及び那須勇太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤重和氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、外交官としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 那須勇太氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 佐藤重和氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
6. 当社は佐藤重和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、那須勇太氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は佐藤重和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また那須勇太氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。
8. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役吉井孝幸氏及び水野勝文氏が任期満了となり、また淵邊善彦氏が辞任されますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

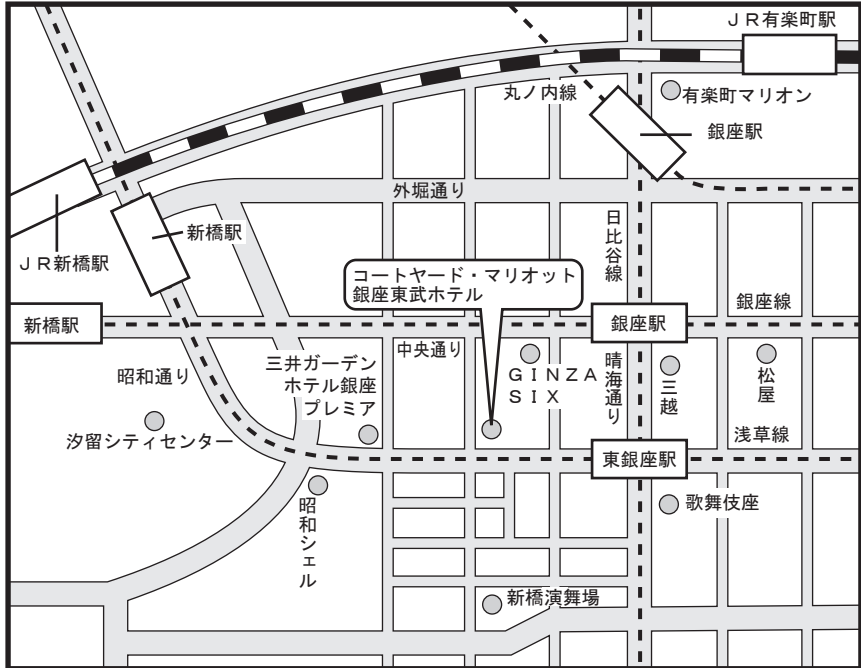
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	よし い たか ゆき 吉 井 孝 幸 (昭和26年3月6日生)	昭和52年8月 株式会社日本サンライズ（現株式会社サンライズ）入社 昭和62年6月 同社取締役 平成6年4月 同社専務取締役 平成7年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 同社代表取締役会長 平成25年4月 同社相談役 平成26年3月 同社相談役退任 平成26年11月 当社社外監査役（現任）	2,000株
2	みず の かつ ふみ 水 野 勝 文 (昭和32年3月2日生)	昭和55年9月 谷山内外特許事務所（現輝特許事務所）入所 昭和56年10月 弁理士登録 平成17年1月 株式会社輝事務所代表取締役社長（現任） 平成18年5月 輝特許事務所所長（現任） 平成21年4月 日本弁理士会副会長 平成22年11月 当社社外監査役（現任）	一株
※ 3	わた なべ のぶ ゆき 渡 辺 伸 行 (昭和47年8月7日生)	平成11年4月 東京弁護士会登録 TMI 総合法律事務所入所 平成19年1月 TMI 総合法律事務所パートナー（現任） 平成22年4月 特定非営利法人TABLE FOR TWO International監事（現任） 平成24年6月 株式会社クレオ社外監査役（現任） 平成29年6月 エキサイト株式会社社外監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉井孝幸氏、水野勝文氏及び渡辺伸行氏は、社外監査役候補者であります。
3. 吉井孝幸氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、有効な助言を期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 水野勝文氏は、弁理士として企業の知的財産権の分野について幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から当社のビジネスのために有効な助言を期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 渡辺伸行氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言を期待し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
6. 吉井孝幸氏及び水野勝文氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって吉井孝幸氏が4年、水野勝文氏が8年となります。
7. 当社は吉井孝幸氏及び水野勝文氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、渡辺伸行氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は吉井孝幸氏及び水野勝文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また渡辺伸行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。
9. ※印は、新任の監査役候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階 「桜の間」
電話03-3546-0111



交通機関

- 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅下車（A1出口）徒歩3分
- 東京メトロ銀座線 銀座駅下車（A5出口）徒歩5分
- JR新橋駅下車（銀座口）徒歩10分